

公使館		大使館																												
氏名	職名	オーストラリア	インドネシア	タイ	ビルマ	インド	パキスタン	トルコ	ドイ	オランダ	ベルギー	フランス	イタリ	スペイン	連合王	ドミニ	ペル	チリ	ウルグ	ニユー	ソド	ワイエ	ラオ	カンボ	セイロ	エジ	グア	スウェ	デン	
...

特別文庫

別表	号	在公館		在外公館		大使公使	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
		所在	又	所在	又														
...

外公館に勤務する在外職員に対し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一條第一項後段の規定にかかわらず、支給する。

第十三條 配偶者加俸の支給額は、配偶者加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸（館長代理加俸又は兼動加俸を受けている者にあつては、当該加俸を含む）の支給額の百分の四十に相当する額とする。

第十四條 配偶者加俸は、在外職員の前記の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日）から、当該在外職員の在勤俸の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつては、その配偶者が帰国した日の翌日）までの前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合には、配偶者でなくなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2 在勤俸の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を前記の在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者加俸を支給することができる。

3 配偶者加俸を受ける在外職員が職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者加俸を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者加俸を支給することができる。

第十五條 配偶者加俸を受ける在外職員が扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

第十六條 館長代理加俸の支給額は、館長代理加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の二十に相当する額とする。但し、その額と当該在外職員が現に受ける在勤俸の支給額との合計額は、代理される在外公館の長の受けるべき在勤俸の支給額をこえることができない。

第十七條 館長代理加俸は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理を止めた日までの間を支給する。但し、当該代理期間が十五日未満のときは、この限りでない。

第十八條 兼動加俸の支給額は、兼動加俸を受ける在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の四十に相当する額とする。

第十九條 兼動加俸は、在外職員が、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在するため又は他の在外公館に勤務するため目的に到着した日から、その目的の出発する日まで、支給する。

第二十條 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に、当該在外職員が現に受ける在勤俸の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。

第二十一條 外国通貨をもつて定められた在外職員に、当該在外職員が現に受ける在勤俸の支給額に相当する額を分割して支払う場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給する。

第二十二條 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第二十三條 前條の規定は、国外において同條の罪を犯した者にも適用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して昭和二十七年四月一日から適用する。

2 日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第六條から第十二條までを次のように改める。

第六條から第十二條まで 削除

3 日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第五号）の規定により、当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。

農林大臣に提出しなければならぬ

(法第四條の利率の計算)

第九條 法第四條の規定により政府が補給する利率は、毎年、前年の十一月一日からその年の四月三十日までの期間及び五月一日から十月三十一日までの期間ごとに、その期末における融資残高(償還期限の到来したものを除く)に對し年四分の割合で計算した金額に當該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首の利率に對する計算書及び第十條の利率補給に關する計算書は、それぞれその空二通を添附するものとす。

第十條 前項の書類の様式及び記入の方法は、農林大臣が定める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

大藏大臣 池田 勇人
農林大臣 広川 弘禎
内閣総理大臣 吉田 茂

(法第四條の利率の計算)

第九條 法第四條の規定により政府が補給する利率は、毎年、前年の十一月一日からその年の四月三十日までの期間及び五月一日から十月三十一日までの期間ごとに、その期末における融資残高(償還期限の到来したものを除く)に對し年四分の割合で計算した金額に當該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首の利率に對する計算書及び第十條の利率補給に關する計算書は、それぞれその空二通を添附するものとす。

第十條 前項の書類の様式及び記入の方法は、農林大臣が定める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

大藏大臣 池田 勇人
農林大臣 広川 弘禎
内閣総理大臣 吉田 茂

府令

統計法(昭和二十二年法律第八号)第三條第二項の規定に基き、鹿兒島県大島郡十島村人口調査規則を次のように定める。

昭和二十七年四月二十一日
内閣総理大臣 吉田 茂

鹿兒島県大島郡十島村人口調査規則

(この調査の目的)

第一條 鹿兒島県大島郡十島村人口調査(以下調査とす)は、昭和二十五年国勢調査令(昭和二十四年政令第三百六十四号)第五條第一項の規定により、昭和二十五年国勢調査の施行地域から特別の事情がある地域として除外した鹿兒島県大島郡(十島村のうち硫黄島、竹島及び黒島を除く)内、北緯二十九度以北の各島(以下十島村とす)の人口を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第二條 この府令において「常住地」とは、六月以上居住し、又は居住しようとする場合をいふ。但し、左の各号に掲げる者については、当該各号に規定する場所をその者の常住地とみなす。

一 学生生徒、その通学のために居住している場所
二 精神病院又は結核療養所若しくは療養所、その病院又は療養所
三 前号の病院又は療養所以外の病院又は療養所に六月以上引き続き入院中又は療養中の者、その病院又は療養所
四 船舶に六月以上居住し、若しくは六月以上居住しようとする者であつても、陸上に住所を有する者、その住所

2 第二條第二項の規定は前項の契約申込書の提出があつた場合に、第四條の規定は融資機関が前項の契約申込書を提出しようとする場合に、第五條から前條までの規定は前項の契約申込書に基いて法附則第二項の契約が締結された場合に適用する。

(書類の様式)

第十一條 第二條第一項及び前條第一項の契約申込書、第五條の融資報告書、第七條(前條第二項)において適用する場合を含む)の損失に關する計算書及び第九條(前條第二項)において適用する場合を含む)の利率補給に關する計算書は、それぞれその空二通を添附するものとす。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

大藏大臣 池田 勇人
農林大臣 広川 弘禎
内閣総理大臣 吉田 茂

(漁業共同利用施設)

第一條 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(以下本法とす)第一條の漁業共同利用施設は、漁業者の共同利用に供する漁船修理場、漁船機関修理場、漁具干場、漁船のための給水及び給油施設、荷さばき所、荷役機械、水産倉庫、漁具倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所とする。

(金融機関)

第二條 法第二條第一項の金融機関は、商工組合中央金庫、銀行又は信用金庫とする。

(法第二條第一項の契約の締結)

第三條 政府と法第二條第一項の契約を締結する融資機関(法第二條第一項に規定する者)に對しては、同項の融資で昭和二十七年九月三十日までになされるものについては同年六月三十日までに、同年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされるものについては昭和二十七年九月三十日までに、それぞれ当該期間内における融資の予定額その他農林大臣の定める事項を記載した契約申込書を農林大臣に提出しなければならぬ。

(融資の条件)

第四條 法第二條第一項の規定による契約に基き損失補償及び利率補給の対象となる融資は、左の各号の条件に該當するものに限る。

一 当該融資を受けて行おうとする法第一條の漁業施設について、損害の復旧が有効であり、且つ、確實に実行できるものであること。

二 当該漁業施設についての損害の復旧のために必要な資金を当該融資以外の方法によつて調達することが困難であること。

三 当該融資を受けて損害を復旧しようとする漁業施設によつて行ふ漁業が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)による免許、許可又は起業の認可を要するものであること。

四 当該融資を受けて行おうとする漁船についての損害の復旧が漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第三條の二の規定による許可を要するものであるときは、その許可を受けていること。

五 前項の融資は、その償還期限及び担保期間が、左表の上欄に掲げる融資の種類ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める条件に従ひ、且つ、その償還方法が、元本均等償還の方法によるものに限る。

五 監獄の在監者(刑事被告人を除く)又は少年院の在院者、その監獄又は少年院

六 六月以上居住し、若しくは六月以上居住しようとする場所が不明な者又はその場所を有しない者調査時において現在する場所

七 この府令において「世帯」とは、住居及び家計をともにする者の集り又は一人で獨立して住居若しくは家計を維持する者をいふ。家計とは、家庭生活を営むために欠くことのできない経費の支出をいふ。

八 寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設に宿泊するすべての者の集りを一世帯とする。

九 この府令において「世帯主」とは、第二項の世帯を主宰する者をいふ。この府令において「世帯の代表者」とは、第三項の世帯を代表する者をいふ。

十 この府令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいふ。

十一 この府令において「調査員」とは、調査の事務に従事する統計調査員をいふ。

十二 この府令において「一時現在する者」とは、常住地を有する者であつて、調査時において常住地以外の地に居住する者をいふ。

十三 この府令において「指導員」とは、調査の事務の執行について、調査員を指導する統計調査員をいふ。

十四 この府令において「一時現在する者」とは、調査時において「一時現在する者」として調査員が調査する者であつて、調査時前に日本国の港灣を離れ、調査時後三日以内十島村の港灣に入つた船舶に乗つていた者は、調査時において一時現在する者として調査する。

(調査事項)

第十五條 調査は、十島村内に常住地を有する者について、左に掲げる事項を調査する。

一 世帯が住居及び家計をともにする者の集りであるか否かの別

二 世帯が居住する家屋又は建物の種類並びに家屋、建物又は居室の権利関係及び畳敷

三 世帯員の氏名

四 世帯主又は世帯の代表者とこれらは世帯を除く世帯員との間の続柄又は世帯をともにする事情

五 世帯員が昭和二十七年五月一日午前零時現在においてその常住地に居るか否かの別及び居ない場合におけるその理由

六 世帯員の出生年月日

七 世帯員の出生の年月日

八 世帯員が報酬を得て経済的活動に従事しているか否かの別及び調査時前一周間以内に従事していた経済的活動の種類並びに調査時前一週間以内報酬を得て経済的活動に従事していなかつた者についてその最近報酬の種類

九 世帯員の就業状況及び就学年数

十 世帯員の国籍(国籍が明らかでない場合においては、出身地)

十一 世帯員が引揚者であるか否かの別

十二 世帯員の配偶の関係(事実上の婚姻関係を含む)

一 漁船又は漁業共同利用施設に對する復旧資金

二 漁具又は水産動植物の養殖施設に對する復旧資金

償還期限	担保期間
一年以上一年以内	一年以上一年以内
一年以上二年以内	一年以上二年以内
一年以上三年以内	一年以上三年以内

第六條 法第二條第一項の契約を締結した融資機関は、第四條第一項に規定する融資(以下融資とす)を受けた者の氏名又は名称及び住所、融資の金額、利率、償還期限、担保期間、利率及び元本償還の方法及び場所その他融資の条件を記載した報告書に、前條の規定により求めた都道府県知事の意見書がある場合にはこれを添附して、農林大臣に提出しなければならぬ。

(法第三條の期間及び遅延利率)

第七條 法第三條第一項の期間は、融資の償還期限が一年以上二年未満の場合にあつては三箇月、一年以上三年未満の場合にあつては六箇月、三年以上五年以内の場合にあつては一年とする。

第八條 法第三條第一項の遅延利率は、前項に定める期間内における融資残高に對し、当該融資の条件として定められた利率(その利率が日歩四銭をこえる場合には、日歩四銭)により計算した金額とする。

(損失補償の請求)

第九條 法第二條第一項の契約を締結した融資機関は、当該融資機関がした融資について損失(法第三條第一項に規定する損失をいふ。以下同じ)を生じた場合において、法第二條第一項の契約に基き政府に對し損失補償を受けようとするときは、損失に關する計算書を作成し、これを当該損失が生じた日から一年以内に

十四 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)をいふ。又は有したことがあつたことのある女子の世帯員の婚姻(事実上の婚姻関係を含む)の締結期間及びその出生(死産を除く)の年

十五 調査時において世帯に一時現在する者の数

一 氏名

二 出生の年月日

三 出生の年月日

四 国籍(国籍が明らかでない場合においては、出身地)

五 配偶の関係(事実上の婚姻関係をを含む)

六 一時現在する地

七 一時現在する理由

八 常住地不在期間

九 常住地及び世帯主の氏名

(答申の義務)

第七條 世帯主又は世帯の代表者は、調査時における調査員について、調査員が行つた質問に答えなければならぬ。但し、調査員が世帯主又は世帯の代表者以外の世帯員について直接質問しなければならぬ事項については、当該世帯員が調査員の質問に答えなければならぬ。

第八條 調査員は、調査に際し世帯主又は世帯の代表者が存しないとき、又は不在のときは、当該世帯について事實上世帯を代表する者又はこれに準ずる者を指定することができる。

第九條 第一項本文の規定は、前項の指定を受けた者に適用する。

第十條 第五條に規定する調査の対象となつていない者で、前條に規定する調査事項について調査を受けたもの又はその旨を調査時後三日以内に十島村長に届け出なければならぬ。

かについて、当該融資を受けたようとする者の住所を管轄する都道府県知事に對し、書面による意見を求めることができる。

(融資の報告)

第六條 法第二條第一項の契約を締結した融資機関は、第四條第一項に規定する融資(以下融資とす)を受けた者の氏名又は名称及び住所、融資の金額、利率、償還期限、担保期間、利率及び元本償還の方法及び場所その他融資の条件を記載した報告書に、前條の規定により求めた都道府県知事の意見書がある場合にはこれを添附して、農林大臣に提出しなければならぬ。

(法第三條の期間及び遅延利率)

第七條 法第三條第一項の期間は、融資の償還期限が一年以上二年未満の場合にあつては三箇月、一年以上三年未満の場合にあつては六箇月、三年以上五年以内の場合にあつては一年とする。

第八條 法第三條第一項の遅延利率は、前項に定める期間内における融資残高に對し、当該融資の条件として定められた利率(その利率が日歩四銭をこえる場合には、日歩四銭)により計算した金額とする。

(損失補償の請求)

第九條 法第二條第一項の契約を締結した融資機関は、当該融資機関がした融資について損失(法第三條第一項に規定する損失をいふ。以下同じ)を生じた場合において、法第二條第一項の契約に基き政府に對し損失補償を受けようとするときは、損失に關する計算書を作成し、これを当該損失が生じた日から一年以内に

第八條 一時現在する者は、調査員が調査時におけるその者について行う質問に答えなければならない。

第九條 鹿兒島県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、調査の執行を指揮監督する。

第十條 十島村長は、鹿兒島県知事の指揮監督を受けて、調査の執行を管理する。

第十一條 十島村長は、調査を行うため、昭和二十七年四月二十五日現在において、調査区域を設定しなければならない。

第十二條 指導員は、鹿兒島県知事が任命する。

第十三條 調査員は、鹿兒島県知事が任命する。

第十四條 調査員は、鹿兒島県知事の指示に従って、調査の執行を行う。

第十五條 調査員は、十島村長に対しその定める期限までに、調査票及びその附属書類を提出しなければならない。

第十六條 天災事変その他避けることのできない事故のため、調査員が第十四條に規定する期間内にその事務を行ない、又はこれを完了することができないときは、鹿兒島県知事は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において鹿兒島県知事は、第十四條の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を経て、当該区域に限り調査員が第十三條第二項に規定する事務を行う期間を定め、又は第十四條に規定する期間を延長することができる。

第十七條 鹿兒島県知事は、前項の規定により別の期間を定め、又は期間を延長したときは、これを告示しなければならない。

第十八條 調査票及びその附属書類は、内閣総理大臣の定める方法によつて集計しなければならない。

第十九條 附則

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

附則 昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

●電波監理委員会告示第六百八十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百二二号及び九〇〇号の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十七年三月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第十項に次を加える。

特殊設備 レーダー P、O、九、四、一〇〇 回転反射鏡付電磁ホーン 特殊 五〇KW

●電波監理委員会告示第六百八十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第五十五号第七号春日丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十七年三月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第十項中「A二、七〇〇ke」の前に「三、〇九〇ke」を加え、「A一、A二、三〇〇W」を削り、「三、〇九〇ke、三、七〇〇ke」を「三、〇九〇ke、三、七〇〇ke」に改める。

●電波監理委員会告示第六百八十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第五百四十六号第六大漁丸無線局の免許人は、昭和二十六年十月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第二項中「共和水産株式会社」を「長崎漁業株式会社」に改める。

電波監理委員会委員長 網島 毅

●電波監理委員会告示第六百九十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第六百五十六号第三貫徹丸無線局の免許人、船名及び主たる停泊港は、昭和二十七年三月十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第二項中「小池忠一」を「富田吉平」に改める。

第八項を次のように改める。

八 設 置 場 第五那洋丸(主たる停泊港 小川)

●電波監理委員会告示第六百九十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二百二十四号第三山城丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第十項中「A一、A二、二、八〇〇ke」を削り、「A一、三、七〇〇ke」を加え、「A一、一、五〇〇W」を削り、「A一、三、七〇〇ke、五、五〇〇ke」を「A一、一、五〇〇W、三、〇九〇ke、三、七〇〇ke、五、五〇〇ke」に改める。

●電波監理委員会告示第六百九十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第九百九十四号第一東水丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月二十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月二十一日

第十項中「A一、A二、二、八〇〇ke」を削り、「A一、A二、二、九〇五ke」の次に「A一、A二、三、一五〇W」を加える。

●大蔵省告示第七百十号

ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第三條第一項の規定により、昭和二十七年四月九日付をもって、左の財産を指定した。

昭和二十七年四月二十一日

大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七百十一号

法人の各事業年度の所得の計算上損金を算入する寄附金の指定に関する告示(昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号)第三号の規定に基づき、学校法人東京女子医科大学が募集する次の寄附金を法人税法(昭和二十二年法律第

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

昭和三十二年四月二十一日

この府令は、公布の日から施行する。

399 昭和27年4月21日 月曜日

官 報

第7585号

昭和27年4月21日 月曜日

官 報

第7585号 398

●農林省告示第百五十五号
農産物運搬法(昭和二十二年法律第百十五号)第九條第二項の規定により、次の通り種苗の名称を登録する。
昭和二十七年四月二十一日
農林大臣 広川 弘禎

●通商産業省告示第八十五号
輸出品取縮法(昭和二十三年法律第百五十三号)第七條の五第四項の規定に基づき、第七條の五第一項の規定により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項の規定による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地を次のように告示する。
昭和二十七年四月二十一日

●通商産業省告示第八十六号
輸出入品に關する事項の公表(第十三回)に關する件)の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月二十一日から適用する。
昭和二十七年四月二十一日

●通商産業省告示第八十七号
昭和二十七年一月通商産業省告示第十五号(輸入に關する事項の公表(第四回)に關する件)の一部を次のように改正し、昭和二十七年三月三十一日から適用する。
昭和二十七年四月二十一日

●農林省告示第百五十五号
農産物運搬法(昭和二十二年法律第百十五号)第九條第二項の規定により、次の通り種苗の名称を登録する。
昭和二十七年四月二十一日
農林大臣 広川 弘禎

●通商産業省告示第八十五号
輸出品取縮法(昭和二十三年法律第百五十三号)第七條の五第四項の規定に基づき、第七條の五第一項の規定により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項の規定による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地を次のように告示する。
昭和二十七年四月二十一日

●郵政省告示第百二十二号
簡易郵便規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基づき、昭和二十七年四月十六日から次の簡易郵便局において、簡易郵便規則第四條第二号に掲げる事務の取扱を開始した。
昭和二十七年四月二十一日

●農林省告示第百五十四号
農林省告示第百五十四号(昭和二十四年農林省令第四十二号)に基づき、特殊農産物原種苗は設置事業費の範囲内、反当七〇〇円以内、反当八、三〇〇円以内、反当一、六〇〇円以内、設置費の三分の二以内、養成費の二分の一以内、経費の二分の一以内、経費の二分の一以内

●運輸省告示第一号
昭和二十一年運輸省告示第一号は、ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に改める。
昭和二十一年運輸省告示第一号は、ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に改める。

●運輸省告示第一号
昭和二十一年運輸省告示第一号は、ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に改める。
昭和二十一年運輸省告示第一号は、ポツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に改める。

●郵政省告示第百二十二号
簡易郵便規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基づき、昭和二十七年四月十六日から次の簡易郵便局において、簡易郵便規則第四條第二号に掲げる事務の取扱を開始した。
昭和二十七年四月二十一日

●農林省告示第百五十四号
農林省告示第百五十四号(昭和二十四年農林省令第四十二号)に基づき、特殊農産物原種苗は設置事業費の範囲内、反当七〇〇円以内、反当八、三〇〇円以内、反当一、六〇〇円以内、設置費の三分の二以内、養成費の二分の一以内、経費の二分の一以内、経費の二分の一以内

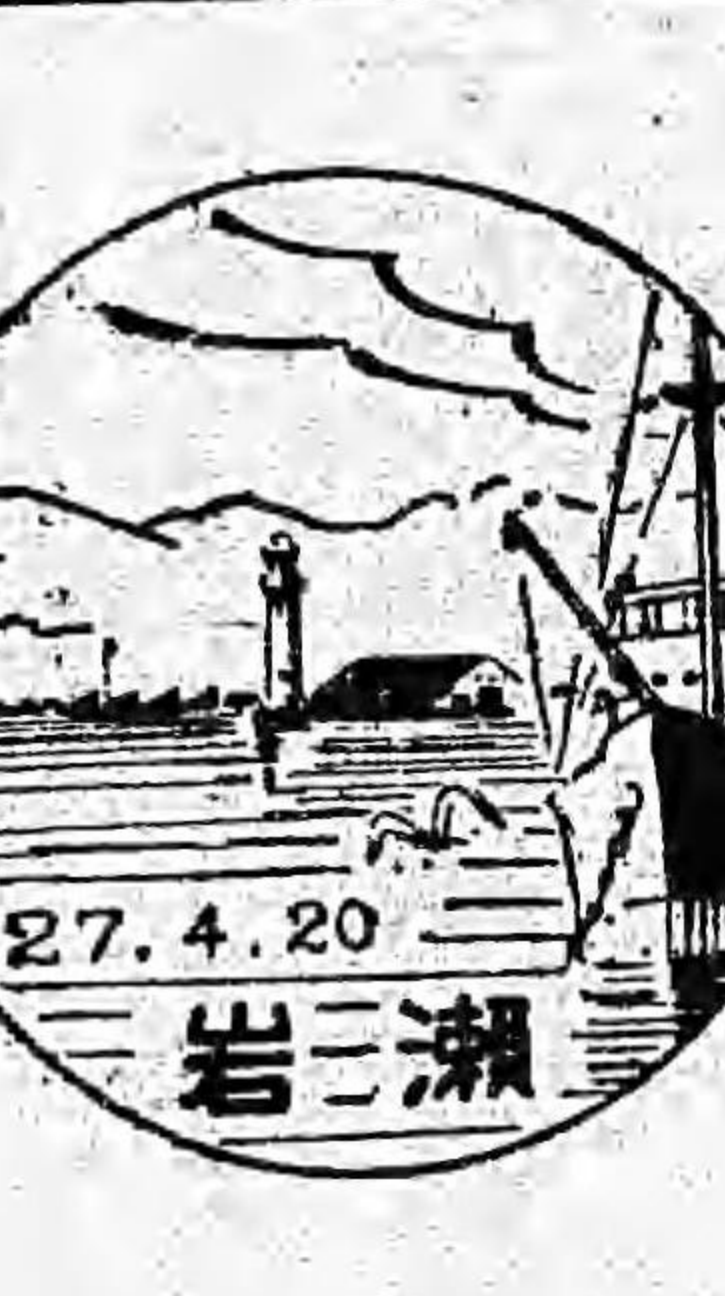
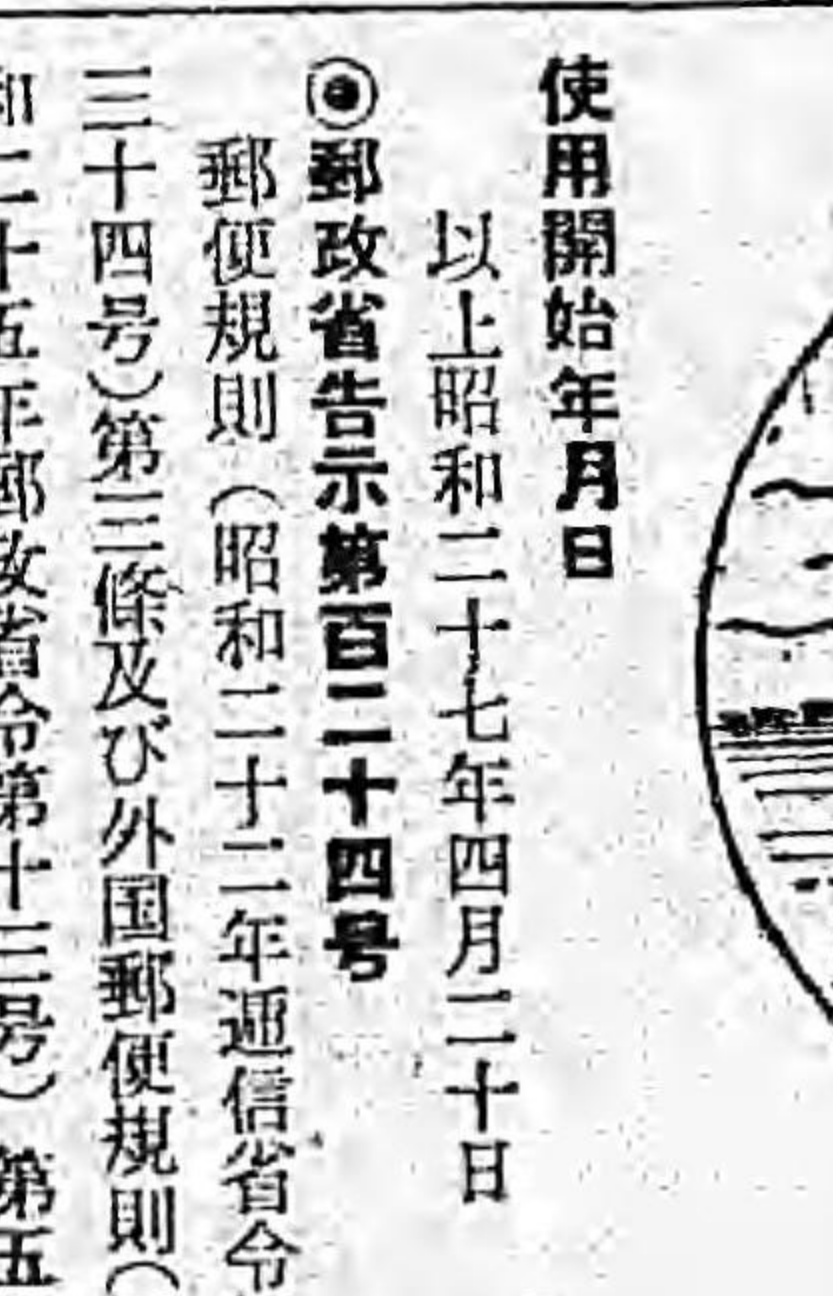
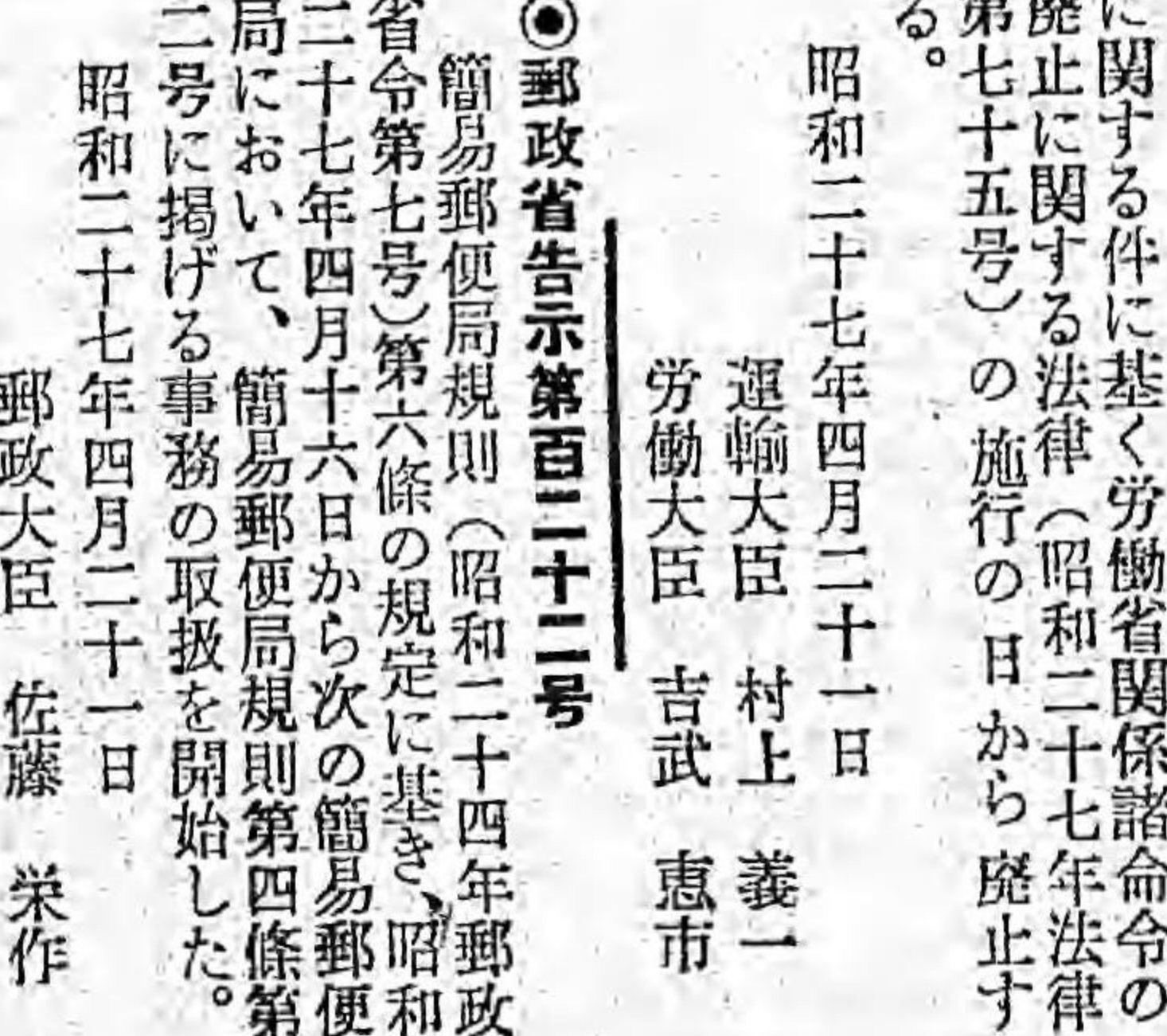
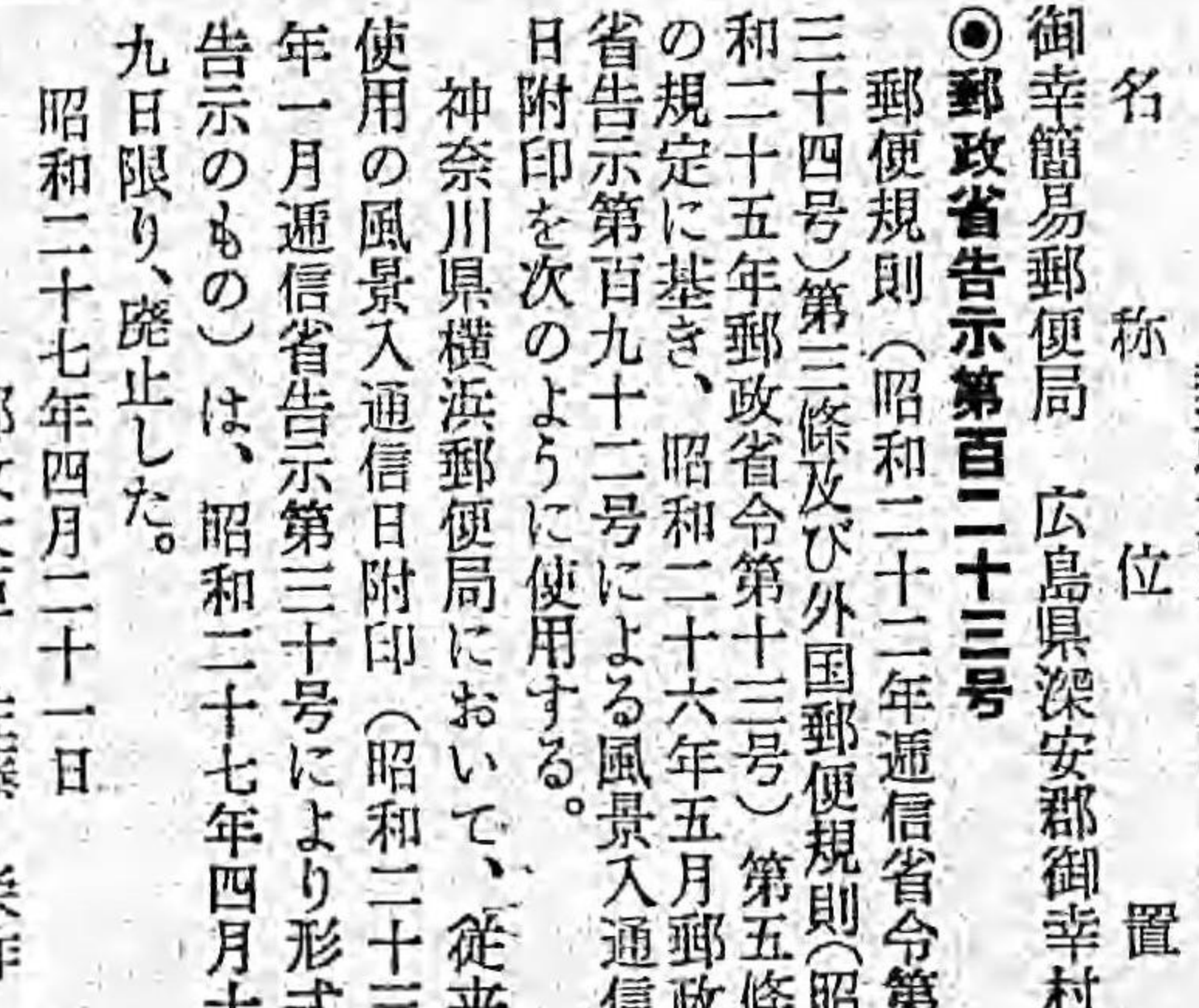


Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 預金証書の印紙税, 大蔵省告示第七百四十四号, 大蔵省告示第七百四十五号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 預金証書の印紙税, 大蔵省告示第七百四十六号, 大蔵省告示第七百四十七号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 預金証書の印紙税, 大蔵省告示第七百四十八号, 大蔵省告示第七百四十九号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 預金証書の印紙税, 大蔵省告示第七百五十号, 大蔵省告示第七百五十一号

Table with 7 columns: 等級, 割増金, 抽せん期日, 割増金の支払開始期日, 預金証書の印紙税, 大蔵省告示第七百五十二号, 大蔵省告示第七百五十三号

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十七年三月三十日臨時總會の決議により解散しましたので...

ライオンキ
説明
(Advertisement for Lion Ki medicine)

解散公告(第三回)
当社は昭和二十七年二月二十九日社員総会の決議により解散したので...

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十七年四月三日組合員総会の決議により解散しましたから...

解散公告(第二回)
当法人は理事会の決議により昭和二十七年四月一日主務大臣に届出で解散...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月三十一日の株主総会の決議により同日解散し...

公告
昭和二十七年四月十五日日本社社員總會に於て組織を変更して株式会社とな...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年二月九日社員總會の決議により解散したので...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月三十一日臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年四月十五日臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第二回)
当社は昭和二十七年四月四日の臨時社員総会の決議で解散したので...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月三十一日臨時社員総会の決議により解散しました...

新発売 コピー複写器
特許庁御採用 法務庁御認可
丸星機化工業株式会社
(Advertisement for a copier)

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月四日の臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年四月七日臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第二回)
当社は昭和二十七年三月二十日の臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月三十一日臨時社員総会の決議により解散しました...

債権申出公告(第二回)
当社は昭和二十六年十二月二十七日株主総会の決議により解散しました...

有限会社組織変更公告
昭和二十七年三月三十一日当会社の臨時社員総会に於て全社員的一致を以...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年四月二十三日臨時社員総会の決議により解散しました...

債権申出公告(第一回)
当社は昭和二十七年三月三日株主總會の決議により解散致しましたから...

会社合併公告
左記甲乙両社は本年三月三十日の臨時社員総会で甲は乙を吸収合併し...

合併に対する異議申述の公告
下記両会社は、夫々昭和二十七年四月一日開催の株主総会に於て合併の決議を為し...

解散公告(第二回)
当社は昭和二十七年二月二十日の臨時社員総会の決議により解散しました...

解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年四月十八日臨時社員総会の決議により解散しました...

明治二十五年第三種郵便物認可

号外 四月十七日付衆会第三十二号一六頁 参会第三十一号(その二)二四頁

定価 一ヶ月 二百四十円 九円 送料 郵費 別
印刷所 東京都新宿区市谷本町一五
電話 九段三三三三 三三三三